

大田原市重層的支援体制整備事業実施計画

令和8年3月

大田原市

目次

第1章 重層的支援体制整備事業について	1
1 重層的支援体制整備事業創設の背景	1
2 重層的支援体制整備事業の基本理念	1
3 重層的支援体制整備事業の目的と枠組み	2
第2章 大田原市重層的支援体制整備事業実施計画について	3
1 計画の位置付け	3
2 計画の期間	3
3 計画の進捗管理と評価	5
4 各分野の基本方針	5
第3章 事業内容と実施体制について	6
1 包括的相談支援事業	6
2 地域づくり事業	9
3 参加支援事業	12
4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	13
5 多機関協働事業	14
重層的支援会議と支援会議について	14

第1章 重層的支援体制整備事業について

1 重層的支援体制整備事業創設の背景

近年の急速な少子高齢化の進展による人口構造の変化や、若年齢層を中心とした人口減少、コロナ禍に対応した生活様式の変化、世界情勢の影響による物価高騰など、様々な要因が重なることで、人びとが抱える問題も多様化・複雑化しており、8050問題、ヤングケアラー、生活困窮、ひきこもりなど、既存の福祉制度の狭間にある様々な課題が顕在化し、社会問題となっています。

これらの課題に対応するため、市町村においては属性や分野にとらわれない包括的な支援体制づくりが求められています。

これを推進するため、国は令和2年6月に社会福祉法の改正を行い、これまで介護（高齢者）・障害・子育て・生活困窮といった分野・属性に分かれて行っていた支援を、市町村が一体的に行えるよう、重層的支援体制整備事業を創設しました。

2 重層的支援体制整備事業の基本理念

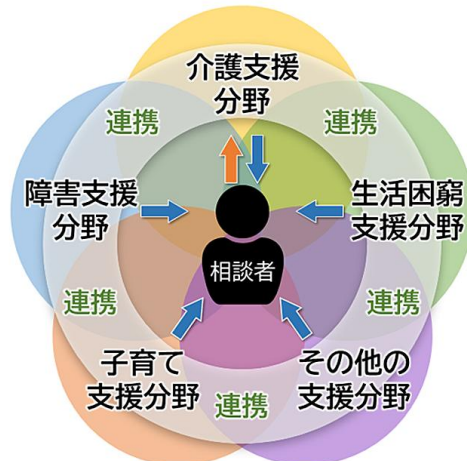
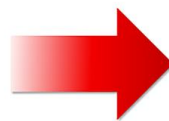
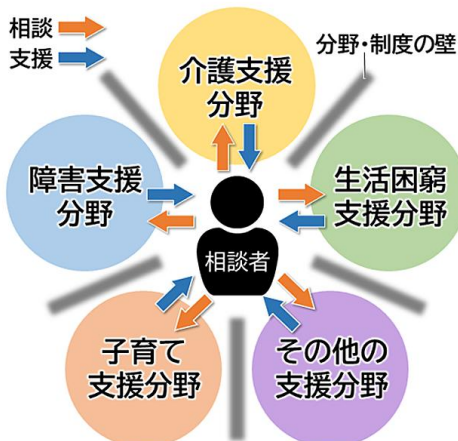
重層的支援体制整備事業は、市町村において属性や分野を問わない包括的な支援体制を整備することで、重層的なセーフティネットの構築を目指すものであり、以下の基本的な理念に基づくこととされています。

- アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと
- 本人・世帯を包括的に受け止め支えること
- 本人を中心とし、本人の力を引き出す観点で行われること
- 信頼関係を基盤として継続的に行われること
- 地域住民のつながりや関係性づくりを行うこと

包括的な支援体制のイメージ

■制度により対象者が限定されるため、相談する分野に応じて窓口を選択しなければならない。

■はじめに相談を受けた窓口が、複数の分野にまたがる相談をまるごと受け止め、多分野・多機関が連携して支援する。



※介護分野の相談から支援の輪を広げた例

3 重層的支援体制整備事業の目的と枠組み

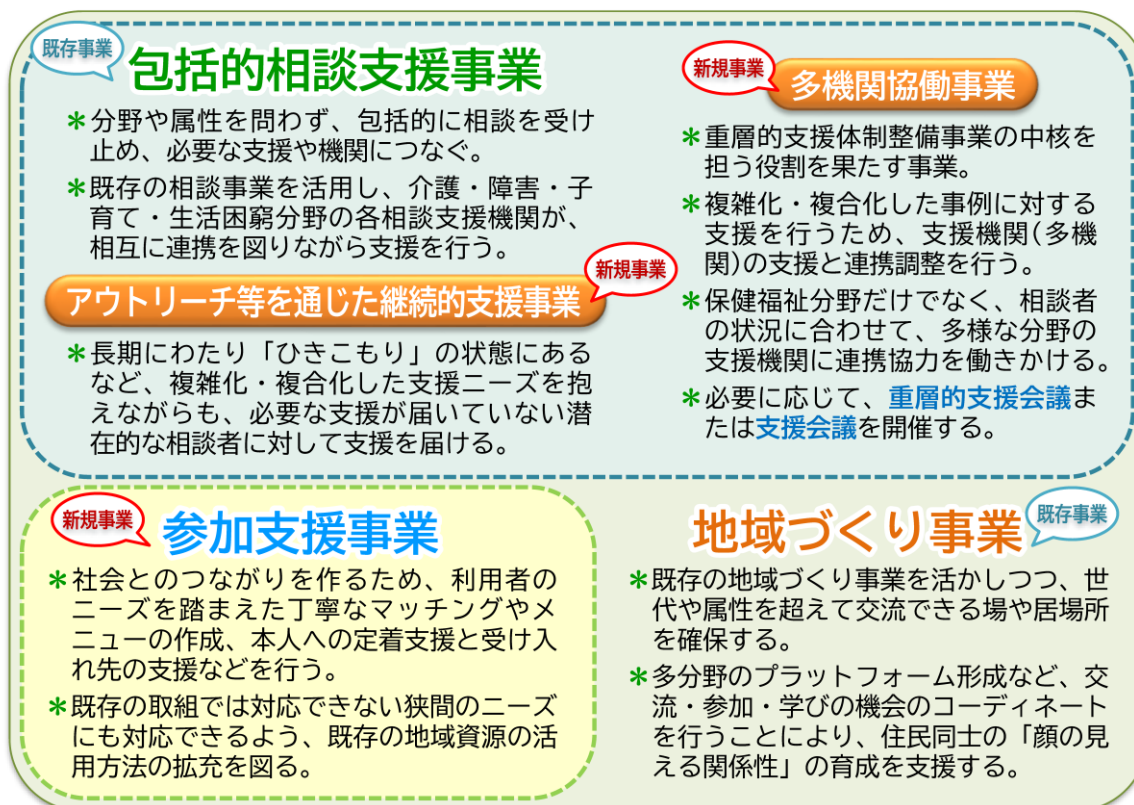
重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を目的としており、属性を問わない「相談支援」・「参加支援」・「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱として、市が持つ既存の支援機関の専門性や、積み重ねてきた実績・経験などの地域資源を活かしながら、市全体で支援分野を超えた包括的な支援体制の構築を目指します。

なお、重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、社会福祉法第106条の4第2項の各号で規定されるすべての事業を実施することとされています。

重層的支援体制整備事業の枠組み（社会福祉法第106条の4第2項）

事業根拠		支援機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	包括的相談支援 本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援	介護 地域包括支援センターの運営
	ロ		障害 相談支援事業
	ハ		子育て 利用者支援事業
	ニ		生活困窮 自立相談支援事業
第2号		参加支援 新規事業 本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援	
第3号	イ	地域づくりに向けた支援 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や、多様な活躍の機会と役割を生み出す支援	介護 一般介護予防事業 (地域介護予防活動支援事業)
	ロ		介護 生活支援体制整備事業
	ハ		障害 地域活動支援センター機能強化事業
	ニ		子育て 地域子育て支援拠点事業
	柱書		生活困窮 生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 新規事業 本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援	
第5号		多機関協働 新規事業 複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例等に対する支援	
第6号		支援プランの作成 新規事業 ※多機関協働と一体的に実施 支援機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理したプランの作成	

重層的支援体制整備事業の全体像



第2章 大田原市重層的支援体制整備事業実施計画について

1 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために、事業の提供体制に関する事項等を定めるものです。

また、本計画は、「第4次大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」における「基本目標3 福祉サービスの充実と適切な利用の促進」に資する計画であり、同計画において、多様な課題に対応する支援体制の構築に向けた行政の取組の具体案のひとつとして、重層的支援体制の整備に取り組むことが明記されています。

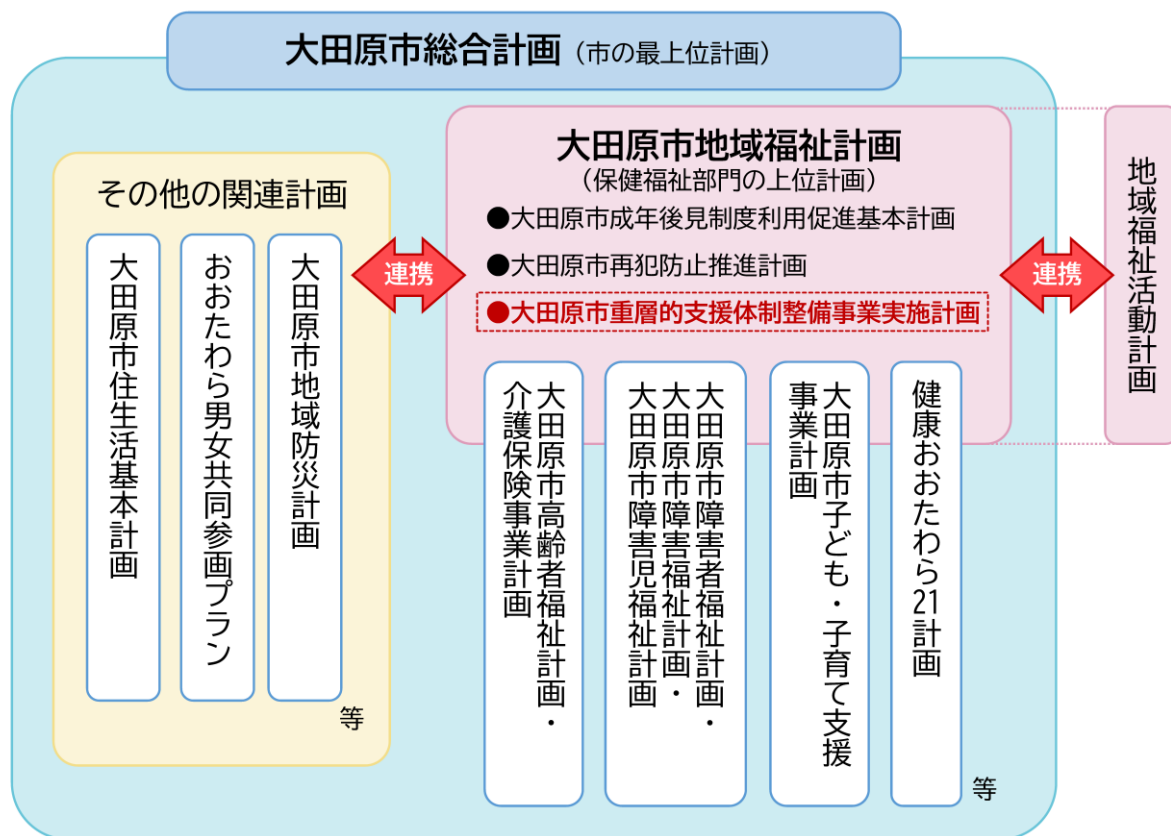
さらに、市の最上位計画である「大田原市総合計画」においては、「基本政策4-(25) 地域福祉の充実と生活困窮者への支援の充実」の展開に向けた具体的な取組として、包括的な支援体制の整備や地域共生社会の実現などが明記されています。

2 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度～10年度の3年間とします。

なお、国の動向や制度等の変化により、計画の修正が必要になった場合は、必要に応じて見直しを行うとともに、令和11年度以降については、上位計画である大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画に包含して計画を策定します。

他計画との関係



計画期間の比較

主な関連計画	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
大田原市総合計画	基本構想(H29~R8)					基本構想(R9~R16)				
	後期基本計画(R4~R8)					前期基本計画(R9~R12)				
大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画	第3次計画(R1~R5)		第4次計画(R6~R10)				第5次計画(R11~R15)			
大田原市重層的支援体制整備事業実施計画			移行準備(R6・R7)		計画策定(R8~R10)					
大田原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	第8期計画(R3~R5)		第9期計画(R6~R8)		第10期計画(R9~R11)			第11期計画(R12~R14)		
大田原市障害者福祉計画	第5期計画(H31~R5)		第6期計画(R6~R11)						第7期計画(R12~R17)	
大田原市障害福祉計画・大田原市障害児福祉計画	第6期計画(R3~R5)		第7期計画(R6~R8)		第8期計画(R9~R11)			第9期計画(R12~R14)		
	第2期計画(R3~R5)		第3期計画(R6~R8)		第4期計画(R9~R11)			第5期計画(R12~R14)		
大田原市子ども・子育て支援事業計画	第2期計画(R2~R6)		第3期計画(R7~R11)							
大田原市こども計画					第1期計画(R8~R11)				第2期計画(R12~R16)	
健康おおたわら21計画	第2次計画(H25~R6)		第3次計画(R7~R18)							

3 計画の進捗管理と評価

大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念実現のために、大田原市地域福祉計画推進委員会、大田原市重層的支援体制整備事業庁内連携会議等を活用し、本計画の進捗状況の確認と評価を行います。

また、本計画の見直しにあたっては、PDCAサイクルに基づき、実績に対する評価を行い、課題・改善事項を整理して、事業を推進します。

4 各分野の基本方針

(1) 介護（高齢者）

「住み慣れた地域の中で いつまでもいきいきと 安心して暮らせるまち」を基本理念に、高齢者が要介護状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制の構築等を一体的に推進します。

【関連計画】大田原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画あんしんプラン第9期計画

(2) 障害

「福祉のまちおおたわら～障害のある人もない人も共に生きる～」を基本理念に、障害のある人やその家族が地域で安心して生活ができるよう、基幹相談支援センターを拠点としてより身近なところで総合的な相談支援が行える体制の強化と、広域的な連携を図ります。

また、地域において就労機会を得がたい障害者等に対しては、通所による創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供するため、地域活動支援センターを設置し、障害者等の状況に応じた支援を行います。

【関連計画】第6期大田原市障害者福祉計画・第7期大田原市障害福祉計画・第3期大田原市障害児福祉計画

(3) 子育て

「こどもの発達支援・こどもとともに成長する親への支援・こどもが地域で育つ環境づくり」を基本理念に、すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供していきます。

また、すべてのこどもの人権が尊重され、身近な地域で自立した生活ができるよう、合理的配慮を必要とする障害のあるこどもや、地域において孤立した家庭、ひとり親家庭など、支援を必要とするこどもや家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

【関連計画】第3期大田原市子ども・子育て支援事業計画

(4) 生活困窮

「おたがいを おもいやり たのしく わらってくださるまち 大田原」を基本理念に、経済的に生活が困難となっている人を、地域や関係機関と連携して把握し、自立や就労に関する相談支援や、包括的な支援を行います。

【関連計画】 第4次大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画

第3章 事業内容と実施体制について

1 包括的相談支援事業

本事業は、介護（高齢者）・障害・子育て・生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性にかかわらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が困難な事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行うこと等により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的としています。

(1) 地域包括支援センターの運営【介護（高齢者）】

実施主体	大田原市
相談窓口	① 委託 中央地域包括支援センター(浅香3丁目3578番地747) ② 委託 西部地域包括支援センター(浅香3丁目3578番地747) ③ 委託 東部地域包括支援センター(黒羽田町848番地)
事業内容	◆地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、以下の業務を行います。 ① 介護予防ケアマネジメント業務(第1号介護予防支援事業) 訪問型サービス、通所型サービス等の適切な事業が、包括的・効率的に実施されるよう、必要な介護予防ケアマネジメントを行います。 ② 総合相談支援業務 どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関または制度の利用につなげる等の支援を行います。 ③ 権利擁護業務 成年後見制度等の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止等を行います。 ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 包括的・継続的なケア体制の構築、地域におけるケアマネジャーのネットワークの活用、ケアマネジャーに対する日常的な相談・支援、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例等への助言を行います。

人員配置	保健師1名、経験のある看護師4名、主任介護支援専門員4名、介護支援専門員2名、社会福祉士3名			
評価指標	以下の支援業務における年間相談実績	目 標 値		
		R 8	R 9	R 10
	① 介護予防ケアマネジメント業務	8,000件	※第10期大田原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に準ずる	
	② 総合相談支援業務	6,700件		
	③ 権利擁護業務	1,000件		
④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	2,100件			
◆評価指標の参考とする計画等 第9期大田原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画				
備 考	大田原市地域包括支援センター運営事業 主管課 高齢者幸福課			

(2) 相談支援事業【障害】

実施主体	大田原市			
相談窓口	① 委託 大田原市障害者相談支援センター(本町1丁目3番1号) ② 委託 大田原市障害者基幹相談支援センター(本町1丁目3番1号) ③ 委託 地域生活支援センターゆずり葉(那須塩原市宮町2番14号)			
事業内容	◆在宅障害児者の自立と社会参加を促進するため、各種相談、情報提供等を行うとともに、自治体、障害福祉サービス提供事業者、医療機関等との連絡調整を行いながら、障害者やその家族の地域における生活を支援します。 ◆地域自立支援協議会への主体的な参画や他分野の専門機関との連携、地域の相談支援を行う人材育成の取組などにより、地域における相談支援体制の強化に努めます。(②大田原市基幹相談支援センターのみ)			
人員配置	主任相談支援専門員3名(①2名、②1名)、作業療法士1名(③)			
評価指標	以下の各項目における年間実績	目 標 値		
		R 8	R 9	R 10
	相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	15件	※第6期大田原市障害者福祉計画・第8期大田原市障害福祉計画・第4期大田原市障害児福祉計画に準ずる	
	相談支援事業者の人材育成の支援件数	11件		
	相談機関との連携強化の取組の実施回数	20回		
	事例検討の実施回数(頻度)	12回		
	事例検討の参加事業者(機関)数	11事業所		
専門部会の実施回数(頻度)	28回			
◆評価指標の参考とする計画等 第6期大田原市障害者福祉計画・第7期大田原市障害福祉計画・第3期大田原市障害児福祉計画				
備 考	大田原市障害者地域生活支援事業 主管課 福祉課			

(3) 利用者支援事業【子育て】

実施主体	大田原市			
相談窓口	直営 大田原市こども家庭センター(本町1丁目4番1号)			
事業内容	<p>◆母子保健と児童福祉の両機能が連携・協働することで、すべての子育て世帯を対象とする包括的な支援と、特に支援が必要な家庭への重点的な支援を一体的に行うとともに、相談内容に応じて、各分野の関係機関と連携を図りながら支援を行います。</p> <p>◆妊婦等包括相談支援事業として、安心して出産や育児ができるよう、妊娠期から妊婦等に寄り添い、面談や継続的な情報発信等を行うとともに、適宜必要な支援につなぐなど、切れ目ない支援を行います。</p> <p>【参考】利用者支援事業と連携して一体的に行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て短期支援事業 保護者が病気や育児疲れなどで、一時的にこどもの養育が困難になった場合に、児童養護施設などでこどもを預かります。 ・産前産後サポート事業 妊娠・出産や子育てに関する不安や悩みなどについて、助産師が訪問や電話などで相談支援を行います。より専門的な相談や支援が必要な場合は、専門職や専門機関につなげます。 ・産後ケア事業 委託医療機関(助産施設を含む)が、お母さんの心身のケアや産後の生活のアドバイス、乳房ケア、育児相談、授乳指導、沐浴や赤ちゃんのあやし方等の育児指導等について支援を行います。医療機関等で支援を受ける宿泊型・日帰り型と、自宅で支援を受ける訪問型があります。 ・養育支援ヘルパー派遣事業 妊娠中及び産後の体調不良や育児不安を抱え、支援が必要とされる家庭に対し、委託事業者が自宅に伺い、家事援助等の支援を行います。 			
人員配置	統括支援員1名、保健師9名、助産師2名、管理栄養士1名、心理担当支援員1名、虐待対応専門員2名、家庭相談員2名、母子・父子自立支援員兼女性相談支援員2名 ※利用者支援事業と連携して一体的に行う事業の人員を含む			
評価指標	以下の各項目における年間実績	目 標 値		
		R 8	R 9	R 10
	こども家庭センターの設置数 妊婦等包括相談支援事業での相談件数	1箇所 1,029件	1箇所 1,005件	1箇所 993件
	◆評価指標の参考とする計画等 第3期大田原市子ども・子育て支援事業計画			
備 考	大田原市こども家庭センター事業 主管課 こども支援課			

(4) 自立相談支援事業【生活困窮】

実施主体	大田原市			
相談窓口	委託 大田原市社会福祉協議会（本町1丁目3番1号）			
事業内容	<p>◆経済的かつ社会的孤立の問題を抱える生活上の困難に直面した方に対し、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行います。</p> <p>◆支援にあたっては、行政、ハローワーク等の関係機関と連携を図ります。</p>			
人員配置	主任相談支援員1名、相談支援員2名			
評価指標	以下の項目における年間実績	目標値		
		R 8	R 9	R 10
	新規相談件数	100件	100件	100件
	◆評価指標の参考とする計画等 大田原市社会福祉協議会（※）事業報告書 ※自立相談支援事業委託事業者			
備考	生活困窮者自立相談支援事業（国） 主管課 福祉課			

2 地域づくり事業

本事業は、地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備することや、交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートすること、地域のプラットフォームの促進を通じて地域における活動を活性化すること等を通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことを目的としています。

(1) 一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）【介護（高齢者）】

実施主体	大田原市			
事業内容	<p>直営 大田原市介護支援ボランティアポイント制度の実施</p> <p>◆地域における介護予防の推進を目的として「与一いきいきメイト（ボランティア）」の養成講座を開催します。講座を受講した方が、与一いきいきメイトとして活動することで、ボランティアポイントが付与され、集めたポイント数に応じて、金券等の転換品を受け取ることができます。</p> <p>◆高齢者ほほえみセンター等を拠点とした地域の介護予防に資する組織の活動支援のため、平成18年度から平成27年度にかけて養成を行った「介護予防リーダー」を対象に、個々のレベルアップや交流を目的とした研修会を開催するとともに、他の組織と連携を図りながら、地域の介護予防事業を推進できるよう、支援を行います。</p> <p>◆与一いきいきメイトや介護予防リーダー等のボランティアが一体となり、各地域の高齢者ほほえみセンター等を拠点として介護予防活動を行うことで、介護予防に関する知識の普及と啓発を図ります。</p>			

	以下の項目における年間実績	目 標 値		
		R 8	R 9	R 10
評価指標	与一いきいきメイトの総登録者数	100人	※第10期大田原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に準ずる	
	◆評価指標の参考とする計画等 第9期大田原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画			
備 考	大田原市介護予防・日常生活支援総合事業 主管課 高齢者幸福課			

(2) 生活支援体制整備事業【介護（高齢者）】

実施主体	大田原市
事業内容	<p>直営 第1層協議体の設置と運営</p> <p>◆市域に、第1層生活支援コーディネーター、地域包括支援センター、有識者、アドバイザー等の関係者で構成された「第1層協議体」を設置し、市全体の支援ニーズや社会資源の把握を行うとともに、地域づくりに取り組む事業主体間の情報共有を図ります。</p> <p>◆第1層協議体では、地域課題として、広報活動、人材育成、居場所・通いの場、地域づくりの拠点の4項目を設定し、課題解決策についての検討を行います。</p> <p>委託 第2層協議体の設置と運営(大田原市社会福祉協議会)</p> <p>◆日常生活圏域12地区に、各地区社会福祉協議会、自治公民館、民生委員、活動団体等の関係者で構成された「第2層協議体」を設置し、地域づくり活動の情報共有、地域課題や住民ニーズの洗い出し等を行います。</p> <p>※設置地区（12地区） 大田原東部地区、大田原西部地区、紫塚地区、金田地区、親園地区、野崎地区、佐久山地区、湯津上地区、黒羽地区、川西地区、両郷地区、須賀川地区</p> <p>直営 生活支援コーディネーターの配置</p> <p>◆生活支援コーディネーターは、担当する活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等を活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施し、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進します。</p> <p>◆全市を担当する「第1層生活支援コーディネーター」2名を高齢者幸福課に配置し、各生活圏域を担当する「第2層生活支援コーディネーター」を市内12地区に配置しています。</p> <p>※第2層生活支援コーディネーター配置地区（12地区） 大田原東部地区、大田原西部地区、紫塚地区、金田地区、親園地区、野崎地区、佐久山地区、湯津上地区、黒羽地区、川西地区、両郷地区、須賀川地区</p>

評価指標	以下の項目における年間実績	目 標 値		
		R 8	R 9	R 10
	第2層協議体の開催回数 協議体において創出された新しいサービスの事業数	73回 4事業	※第10期大田原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に準ずる	
◆評価指標の参考とする計画等 第9期大田原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画				
備 考	大田原市生活支援体制整備事業（ささえ愛おたわら助け合い事業） [主管課] 高齢者幸福課			

（3）地域活動支援センター機能強化事業【障害】

実施主体	大田原市			
事業内容	[委託] 大田原市地域活動支援センターの設置と運営			
	◆地域において就労機会を得がたい障害者等に対して、通所による創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るため、「地域活動支援センター」を設置し、精神保健福祉士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職員を配置して、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。 ※ 令和8年度は、地域生活支援センターゆずり葉に委託し、I型のみ設置。			
	◆評価指標の参考とする計画等 第6期大田原市障害者福祉計画・第7期大田原市障害福祉計画・第3期大田原市障害児福祉計画			
評価指標	以下の項目における年間実績	目 標 値		
		R 8	R 9	R 10
	地域活動支援センターの設置数 地域活動支援センターの利用者数	6箇所 115人	※第6期大田原市障害者福祉計画・第8期大田原市障害福祉計画・第4期大田原市障害児福祉計画に準ずる	
備 考	大田原市地域活動支援センター等事業 [主管課] 福祉課			

（4）地域子育て支援拠点事業【子育て】

実施主体	大田原市			
事業内容	子育て支援センター・つどいの広場の設置と運営			
	◆就学前児童及びその保護者が相互の交流を行う場所として「子育て支援センター」と「つどいの広場」を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。			

事業内容	① 直営 しんとみ子育て支援センター(新富町3丁目6番8号) ② 民営 ゆづかみ子育て支援センター(湯津上3724番地1) ③ 民営 くろばね子育て支援センター・すくすくきっず(堀之内641番地1) ④ 民営 ひかり子育て支援センター(山の手2丁目19番1号) ⑤ 直営 つどいの広場トコトコ(中央1丁目3番15号)			
評価指標	以下の項目における年間実績	目 標 値		
		R 8	R 9	R 10
	子育て支援センター等の設置数	5箇所	5箇所	5箇所
	ひと月あたりの利用者数	517人	521人	511人
	◆評価指標の参考とする計画等 第3期大田原市子ども・子育て支援事業計画			
備 考	地域子育て支援拠点事業 主管課 保育課			

(5) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業【生活困窮】

実施主体	大田原市			
事業内容	委託 大田原市安心生活見守り事業の実施(大田原市社会福祉協議会) ◆ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯や障害者等を始めとする何らかの手助けを必要とする方が、地域の中で生活に不安なく、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような社会」を目指し、地域住民と市、社会福祉協議会、地域包括支援センター、協力関係機関・事業所等が連携しながら、声かけなどの見守りと生活支援等の体制づくりを行います。			
評価指標	以下の項目における年間実績	目 標 値		
		R 8	R 9	R 10
	見守り活動件数	80,000件	※第10期大田原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に準ずる	
	◆評価指標の参考とする計画等 第9期大田原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画			
備 考	大田原市安心生活見守り事業 主管課 高齢者幸福課			

3 **新規事業** 参加支援事業 **委託**

本事業は、既存の社会参加に向けた事業や制度では対応できない人に対し、本人やその家族が抱える課題やニーズなどを把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートやマッチングを行うことで、社会とのつながりを回復することを目的としています。

本人やその家族に適した社会資源や支援メニューがない場合は、既存の社会資源に働きかけ、新たな支援メニューの作成や社会資源の拡充を図ります。

実施主体	大田原市	委託先	大田原市社会福祉協議会		
事業内容	<p>◆相談受付・アセスメントを行い、社会参加に向けた支援の方向性や支援の内容が決まった段階で支援プランを作成し、プランに沿って、地域の社会資源などを活用して、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。</p> <p>◆ニーズを踏まえた丁寧なマッチングと支援メニューの提供に向けて、各種地域づくり事業実施主体と連携を図ります。</p> <p>◆本人及び受け入れ先へのフォローアップ支援を行います。</p>				
人員配置	市社協 相談支援員（社会福祉士）2名 ※他事業兼任1名含む ※アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・多機関協働事業共通				
評価指標	以下の項目における年間実績	目 標 値			
		R 8	R 9	R 10	
	支援プラン作成件数	3件	5件	5件	
	本人・受け入れ先への支援件数	72件	120件	120件	
	参加支援事業の協力機関・団体数	5箇所	10箇所	15箇所	
備 考	重層的支援体制整備事業（新規事業）		主管課 福祉課		

4 新規事業 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 委託

本事業は、地域社会や人との関わりが困難なために、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも、必要な支援が行き届いていない人に対し、ひとりひとりの状況に応じた丁寧な働きかけを行うことで、本人と関わるための信頼関係を構築し、支援機関等との連携や地域住民とのつながりを形成することを目的としています。

実施主体	大田原市	委託先	大田原市社会福祉協議会		
事業内容	<p>◆支援関係機関や近隣住民等の地域関係者と連携し、支援が行き届いていない方についての情報収集を行う。</p> <p>◆複雑化かつ複合化した福祉的課題を抱える方に対し、支援を届けるための関係性構築に向けた支援や家庭訪問、同行支援等を行う。</p> <p>◆ひきこもりに関する相談窓口の開設。</p> <p>◆ひきこもりの当事者とその家族が、同じ悩みを持つ方々と情報交換や交流ができるよう、家族会の創設と運営に関するサポートを行う。</p>				
人員配置	市社協 相談支援員（社会福祉士）2名 ※他事業兼任1名含む ※参加支援事業・多機関協働事業共通				
評価指標	以下の項目における年間実績	目 標 値			
		R 8	R 9	R 10	
	支援プラン作成件数	10件	10件	10件	
	相談対応・訪問等の支援活動件数	140件	180件	240件	
備 考	重層的支援体制整備事業（新規事業）		主管課 福祉課		

5 新規事業 多機関協働事業 一部委託

本事業は、重層的支援体制整備事業に関わる支援関係機関の連携の円滑化を進めるとともに、複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整を行うもので、主に支援者を支援する役割を担う事業です。

実施主体	大田原市	委託先	大田原市社会福祉協議会		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆大田原市社会福祉協議会(多機関協働事業者)に相談支援員を配置し、関係機関と連携しながら、複雑化・複合化した事例に対する包括的な支援を行います。 ◆複雑化・複合化した事例に対する包括的な支援を行うため、必要に応じて重層的支援会議または支援会議を開催します。 ◆若手職員の窓口対応時のサポートや、支援機関との速やかな連携をサポートするため、庁内各課の経験豊富な職員を「つなげるサポーター」として任命し、庁内連携と多機関連携体制の強化に取り組みます。 ◆市職員及び各支援機関担当者を対象とした研修会等を開催し、有識者による講演や事例検討、情報交換等を行うことで、包括的な支援体制の整備に関する理解を深め、支援者間の価値観の共有と個々のスキルアップを図ります。 				
人員配置	市 担当職員2名 ※他事業兼任 市社協 相談支援員(社会福祉士)2名 ※他事業兼任1名含む ※参加支援事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業共通				
評価指標	以下の項目における年間実績	目 標 値			
		R 8	R 9	R 10	
	支援プラン作成件数	20件	20件	20件	
	多機関協働事業者における庁内連携・多機関連携の調整件数	20件	20件	20件	
	研修会等開催数	4回	4回	4回	
備考	重層的支援体制整備事業(新規事業)		主管課 福祉課		

重層的支援会議と支援会議について

1 重層的支援会議とは

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催する会議であり、支援関係機関との情報共有に関する相談者本人の同意を前提として、必要に応じて随時開催します。

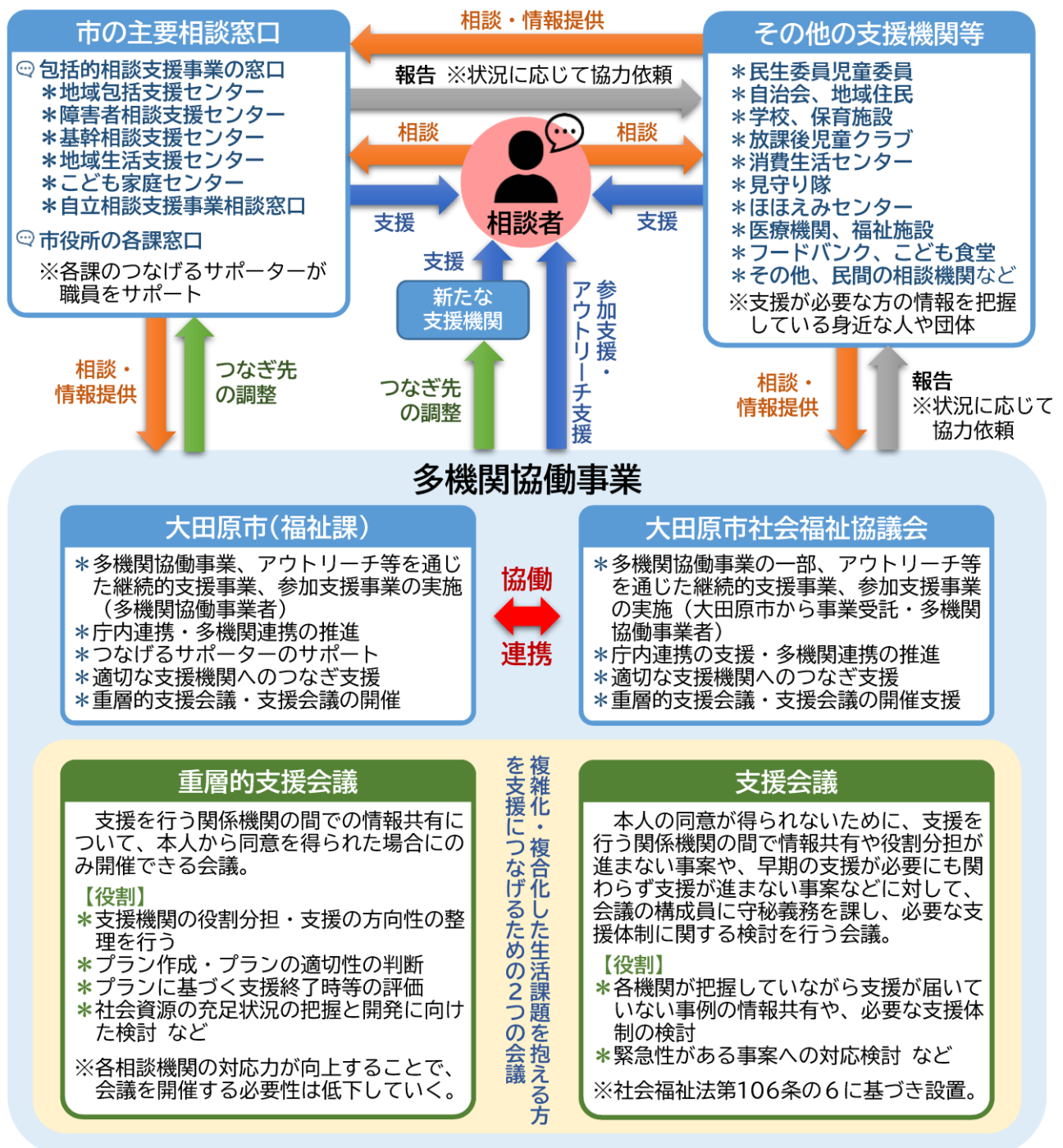
会議では、支援関係機関間における支援プランの共有や、プランの適切性等の協議を行います。

2 支援会議とは

支援会議は、社会福祉法第106条の6に基づき、会議の構成員に守秘義務を課して開催する会議であり、支援関係機関との情報共有に関する相談者本人の同意を必要としない会議です。

潜在的な相談者に支援を届けることを目的としており、支援関係機関がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事案の情報共有や、緊急性がある事案への対応など、個々のケースに応じた支援体制の検討を行うため、必要に応じて随時開催します。

多機関協働事業における支援体制のイメージ



大田原市重層の支援体制整備事業実施計画

令和8年3月

発行：大田原市

編集：大田原市 保健福祉部 福祉課

〒324-8641 栃木県大田原市本町1丁目4番1号

TEL：0287-53-7156（福祉課重層担当直通）

0287-23-8707

FAX：0287-23-1389

URL：<https://www.city.ohawara.tochigi.jp/>
